



調達号外第591号

令和2年3月3日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

入札

○大気常時監視システム等の再構築及び運用・保守業務一式について..... 1

資格

○令和2年度における広島市及び広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札参加者の資格..... 3

○令和2年度における広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る競争入札参加者の資格..... 6

入札

入札公告

令和2年3月3日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 貴

1 調達内容

- (1) 調達サービス及び数量
大気常時監視システム等の再構築及び運用・保守業務 一式
(2) 履行の内容等
入札説明書及び仕様書による。
(3) 履行期間
契約締結の日から令和7年9月30日まで
(4) 予定価格
落札決定後に公表
(5) 調査基準価格
落札決定後に公表
(6) 履行場所
広島市役所本庁舎ほか11施設（仕様書のとおり。）
(7) 入札方法

ア 入札金額は、履行期間中の総価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札区分

本件業務は、広島市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定める方法により、所定の入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）し、入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札説明書による。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
(5) 平成22年度から令和元年度までに、本市が調達しようとする役務又はこれと類似する役務について履行を完了した実績を有すること。
(6) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

本市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索 入札・見積り情報」→「委託一般競争入札 [WTO]」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年4月20日（月）までの日（広

島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

イ 交付場所

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市環境局環境保全課

電話 0 8 2 - 5 0 4 - 2 1 8 7

(2) 入札書, 入札説明書, 仕様書等の交付方法

本市のホームページ(前記(1)に記載のとおり。)からダウンロードできる。ただし, これにより難しい場合は, 前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 契約条項, 入札説明書, 仕様書等に関する問合せ先

前記(1)イに同じ。

(4) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムを使用した入札書の送信により提出すること。ただし, 電子入札システムにより難しい場合は, 紙による入札書を持参又は郵送(配達証明付書留郵便)することができる。

イ 入札書の提出期間等

(7) 電子入札システムによる場合の提出期間

a 初度入札

令和 2 年 4 月 1 7 日(金)の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで及び同月 2 0 日(月)の午前 8 時 3 0 分から午後 3 時まで

b 再度入札を実施する場合

初度入札に係る開札の終了時から令和 2 年 4 月 2 2 日(水)正午まで

(i) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 前記(7)に同じ。

b 提出場所 前記(1)イに同じ。

(ii) 郵送(配達証明付書留郵便)による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 入札公告の日から令和 2 年 4 月 2 0 日(月)午後 3 時まで(必着)

b 提出先 前記(1)イに同じ。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は, 入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し, 初度入札のみ入札書と同時に提出しなければならない。なお, 入札金額内訳書の提出がない場合は, 落札者となることができない。

(6) 入札回数

入札回数は, 2 回限りとする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 2 年 4 月 2 1 日(火)午後 1 時 3 0 分(再度入札を実施する場合は, 電子入札システムによる再入札通知書(初度入札において, 持参又は郵送により入札書を提出した者については, ファクシミリによる再入札通知書)により, 再度入札に係る開札の日時を通知する。)

イ 場所

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市役所本庁舎 4 階共用会議室

4 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって, 規則第 1 5 条及び第 1 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし, 本件は, 低入札価格調査の対象であるため, 当該落札者となるべき者の入札価格によっては, その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき, 又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは, その者を落札者とせず, 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち, 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 調査基準価格の有無

有

(3) 報告書等の提出

落札者となるべき者で, 調査基準価格を下回る価格で入札したものは, 委託業務低入札価格報告書, 従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画(以下「報告書等」という。)を作成し, 入札説明書に定める提出期間, 場所及び方法により報告書等を提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は, その者のした入札を無効とする。

なお, 落札者となるべき者の入札が, 調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては, 原則として電子入札システムによる保留通知書(初度入札において, 持参又は郵送により入札書を提出した者は, 原則としてファクシミリによる保留通知書)により通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし, 落札決定後に落札者が, 契約の辞退をするなど契約を締結しないときは, 規則第 2 条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また, 契約予定金額に対する入札保証金相当額(最高支払予定額(各年度の支払予定額のうち最高額)の 1 0 0 分の 5)の損害賠償金を請求する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は, 前記 2 に掲げる事項について説明する書類(以下「資格確認申請書等」という。)を令和 2 年 4 月 1 3 日(月)までに前記 3(1)イの場所に提出しなければならない。また, 開札日の前日までの間において, 本市から当該書類に関し説明を求められた場合, これに応じなければならない。詳細は, 入札説明書による。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は, 無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後, 落札者の決定までの間に前記 2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け, 又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなく

なった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものを除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(5) 契約保証金

要。ただし、規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時において、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction, operation and maintenance of air quality monitoring network system

(2) Fulfillment period:

From the start of the contract through September 30, 2025

(3) Fulfillment place:

Main building of Hiroshima City Hall and 11 other monitoring stations

(4) Time limit for tender submission:

From 8:30 AM to 5:00 PM on April 17 (Friday), 2020, from 8:30 AM to 3:00 PM on April 20 (Monday), 2020

(5) Contact information for the notice:

Environmental Conservation Division, Environment Bureau, The City of Hiroshima 6-34 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku, Hiroshima City 730-8586 Japan

TEL 082-504-2187

資格

競争入札参加者の資格に関する公告

令和2年3月3日

令和2年度において、広島市及び広島市水道局が発注する別表の発注工事分類表に掲げる建設工事（以下「工種」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 貫
広島市水道事業管理者 友 広 整 二

1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けている者であること。

(4) 競争入札に参加しようとする工種に対応する建設業に関し、競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）を行う日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の2第1項の規定による審査をいう。以下同じ。）（経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了

日を審査基準日とするものに限る。)を受け、かつ、当該経営事項審査(資格審査申請を行う日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を2回以上受けている場合にあつては、資格審査申請を行う日の直近において受けた経営事項審査)に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に年間平均完成工事高及び総合評定値の記載がある者であること。

なお、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けている者にあつては、次のアからエまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審査に限る。

- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者にあつては、更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日
- イ 会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者にあつては、更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日
- ウ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再生手続開始の決定の日以後の日
- エ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあつては、再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は再生計画認可の決定の日以後の日

- (5) 広島市建設工事競争入札取扱要綱(平成8年7月1日施行。以下「要綱」という。)第11条第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。)又は同条第2項若しくは第3項若しくは第11条の3第1項(いずれも要綱第11条第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。))の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (6) 要綱第11条の4第1項又は第2項(いずれも要綱第11条第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。))の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加できないとされている期間を経過していること。
- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (8) 健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の適用事業所又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)の適用事業の事業主にあつては、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定による届出をし、かつ、各保険料の滞納がない者であること。
- (9) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領(平成16年12月1日施行)第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホーム

ページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類(各1部)を持参し提出すること。

(2) 申請期間、入力時間及び提出時間

- ア 申請期間 公告の日から令和3年3月31日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。
- イ 入力時間 午前8時30分から午後5時15分まで(同入力時間内に入力・送信を完了させること。)
- ウ 提出時間 午後1時から午後5時まで

なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

- 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- 広島市財政局契約部工事契約課(本庁舎15階)

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

- ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書類の金額表示は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- ウ 申請書類に記名押印の必要がある場合においては、外国人にあつては署名をもってこれに代えることができる。

(5) 随時の審査を行う場合

申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合、民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合又は建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)附則4又は附則6の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する者となった場合は、要綱第4条第2項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知

前記1に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて、前記2の申請手続により提出された書類により審査する。

この結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信により通知する。

また、前記1に掲げる資格要件に適合すると認められる者で、かつ、等級による格付を行う工種(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事)の資格審査を申請している者については、次に掲げる各評価事項の点数を合計した総合数値に基づき当該工種ごとに等級を区分する。

(1) 経営事項審査評価事項

経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中の申請している工種に対応する総合評定値(P)

(2) 広島市評価事項

- ア 本市が発注した建設工事の前2か年の完成工事平均成績
- イ 本市の指名停止等の状況
- ウ 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門

<p>能力啓発学習制度における学習単位数（土木施工管理C P D S 学習単位数）又は建築C P D 運営会議の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における認定時間数（広島市内の建設業法上の主たる営業所又はそれ以外の営業所，事業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。）</p> <p>エ まちの美化活動の取組状況</p> <p>オ 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況</p> <p>カ 子育て支援の取組状況</p> <p>キ 女性活躍推進の取組状況</p> <p>ク 男女共同参画の取組状況</p> <p>ケ 若者の就業支援の取組状況</p> <p>コ 青少年の雇用の促進等の取組状況</p> <p>サ 「女性と若者が輝く企業」の認定状況</p> <p>シ 失業者に関する雇用の取組状況</p> <p>ス 障害者に関する雇用の取組状況</p> <p>セ 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況</p> <p>ソ 災害時の地域貢献の状況</p> <p>タ 消防団協力事業所の支援の状況</p> <p>チ エコアクション21又はISO14005の認証・登録の状況</p> <p>4 資格の有効期間及び更新手続</p> <p>(1) 有効期間</p> <p>広島市長又は広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から次の定期の資格審査申請の受付に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、その効力は、有効期間開始日以後最初に到来する要綱第4条第1項の規定による定期の資格審査申請の受付又は同条第2項本文の規定による3か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間開始日の前日までの間は、特定調達契約の競争入札以外には及ばない。</p> <p>(2) 更新手続</p> <p>前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格審査申請の受付に係る申請の報告等の公告に基づき申請を行うこと。</p> <p>別記</p> <p>建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧表</p> <p>1 入札参加資格審査申請書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）</p> <p>2 使用印鑑届（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）</p> <p>3 委任関係がある場合にあつては、委任状（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）</p> <p>4 新規申請，振替口座の変更等の場合にあつては、口座振替依頼書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）</p> <p>5 法人にあつては法人登記の履歴事項全部証明書，個人にあつては身分証明書及び誓約書</p> <p>6 印鑑登録証明書（原本に限る。）（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）</p> <p>7 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）</p> <p>8 本市の区域内に事業所等がなく，広島市への納税義務がない場</p>	<p>合にあつては、申立書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）</p> <p>9 納付すべき健康保険料，厚生年金保険料及び雇用保険料に滞納がないことの証明（証明書においては証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）（健康保険法の適用事業所ではない事業所で，健康保険に加入していない事業所にあつては、その旨の申立書）</p> <p>10 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（資格審査申請を行う日において経営事項審査の審査基準日から1年7か月を経過していないもの）</p> <p>11 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）</p> <p>なお、当該書類については取扱いを変更する予定があるため、令和2年4月1日以降の日に資格審査申請を行う者にあつては、広島市財政局契約部工事契約課まで確認すること。</p> <p>12 営業所一覧表</p> <p>13 本市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合にあつては、営業所等調書兼実態調査同意書</p> <p>14 定形郵便物（25g以内）における郵便料金相当額の切手（建設工事に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）</p> <p>15 管工事に係る申請者で浄化槽工事の施工を希望する者にあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出受理通知書の写し</p> <p>16 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学習単位数（土木施工管理C P D S 学習単位数）又は建築C P D 運営会議の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における認定時間数を証する書面の写し（本市の区域内に所在する建設業法上の主たる営業所又はそれ以外の営業所，事業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。）（該当者のみ）</p> <p>17 まちの美化活動の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>18 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>19 子育て支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>20 女性活躍推進の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>21 男女共同参画の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>22 若者の就業支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>23 青少年の雇用の促進等の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>24 「女性と若者が輝く企業」の認定証の写し（該当者のみ）</p> <p>25 失業者に関する雇用の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>26 障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用状況調書（該当者のみ）</p> <p>27 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）</p> <p>28 広島市災害協力事業者登録申込書の写し又は広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明の写し（該当者のみ）</p> <p>29 消防団協力事業所に係る表示証交付認定書の写し（該当者のみ）</p> <p>30 エコアクション21の認証・登録証の写し又はISO14005の合格証等の写し（該当者のみ）</p>
--	--

別表

広島市発注工事分類表

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類
土木工事業	土木一式工事
建築工事業	建築一式工事
大工工事業	大工工事
左官工事業	左官工事
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事
石工事業	石工事
屋根工事業	屋根工事
電気工事業	電気工事
管工事業	管工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事
鉄筋工事業	鉄筋工事
舗装工事業	舗装工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
板金工事業	板金工事
ガラス工事業	ガラス工事
塗装工事業	塗装工事
防水工事業	防水工事
内装仕上工事業	内装仕上工事
機械器具設置工事業	機械器具設置工事
熱絶縁工事業	熱絶縁工事
電気通信工事業	電気通信工事
造園工事業	造園工事
さく井工事業	さく井工事
建具工事業	建具工事
水道施設工事業	水道施設工事
消防施設工事業	消防施設工事
清掃施設工事業	清掃施設工事
解体工事業	解体工事

競争入札参加者の資格に関する公告

令和 2 年 3 月 3 日

令和 2 年度において、広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 實
 広島市水道事業管理者 友 広 整 二

- 1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（広島市長又は広島市水道事業管理者が 3 年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 営業に関し法令上必要とする登録を受けている者であること。
 - (4) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成 1 8 年 6 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 1 1 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）又は同条第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 1 1 条の 2 第 1 項（いずれも要綱第 1 1 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
 - (5) 要綱第 1 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項（いずれも要綱第 1 1 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
 - (6) 競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であ

ること。

- (7) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類（各1部）を持参し提出すること。

(2) 申請期間、入力時間及び提出時間

ア 申請期間 公告の日から令和3年3月31日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。

イ 入力時間 午前8時30分から午後5時15分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

ウ 提出時間 午後1時から午後5時まで

なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語による翻訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書類の金額表示は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

ウ 申請書類に記名押印の必要がある場合において、外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

(5) 随時の審査を行う場合

申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合は、要綱第5条第2項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知

前記1に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて、前記2の申請手続により提出された書類により審査する。

この結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信により通知する。

4 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

広島市長又は広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から次の定期の資格確認申請の受付に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、その効力は、有効期間開始日以後最初に到来する要綱第5条第1項の規定による定期の資格審査申請の受付又は同条第2項本文の規定による3か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間

開始日の前日までの間は、当該特定調達契約の競争入札以外の競争入札には、及ばない。

(2) 更新手続

前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格確認申請の受付に係る申請の報告等の公告に基づき申請を行うこと。

別記

建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書類一覧

- 1 入札参加資格審査申請書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）
- 2 使用印鑑届（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 3 委任関係がある場合にあつては、委任状（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 4 新規申請、振替口座の変更等の場合にあつては、口座振替依頼書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 5 法人にあつては法人登記の履歴事項全部証明書、個人にあつては身分証明書及び誓約書
- 6 印鑑登録証明書（原本に限る。）（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 7 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 8 本市の区域内に事業所等がなく、広島市への納税義務がない場合にあつては、申立書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 9 技術者経歴書
- 10 営業に関し法令上必要とされる登録を受けている者であることの証明書等（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 11 法人にあつては資格審査申請を行う日の直前の事業年度終了の日の直前1年の事業年度の財務諸表、個人にあつては前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書
- 12 本市の区域内に所在する営業所等の長が入札権限を有する場合にあつては、営業所等調査兼実態調査同意書
- 13 定形郵便物（25g以内）における郵便料金相当額の切手（建設コンサルタント業務等に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）

備考

申請者が次に掲げる者である場合は、次に掲げる書類をもって別記の11の書類に代えることができる（ただし、現況報告書が資格審査申請を行う日の直前1年の事業年度のものでないものを提出する場合は、別記の11の書類が必要である。）。

- 1 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けている者をいう。）
建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の副本（一式）の写し
- 2 地質調査業登録業者（地質調査業登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けている者をいう。）

地質調査業者登録規程第 7 条に規定する現況報告書の副本
(一式) の写し

- 3 補償コンサルタント登録業者 (補償コンサルタント登録規程
(昭和 5 9 年建設省告示第 1 3 4 1 号) 第 2 条に規定する登録
簿に登録を受けている者をいう。)

補償コンサルタント登録規程第 7 条に規定する現況報告書
の副本 (一式) の写し

- 4 測量業登録業者 (測量法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) 第 5
5 条第 1 項の規定による登録を受けた者をいう。)

測量法第 5 5 条の 8 の規定に基づく書類の写し (「表紙」,
「営業経歴書」及び「財務に関する報告書」が必要)